光市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和5年7月改定 光 市

目次

第	1章	はじめに		1
	1 新	型インフルエンザ等対策特別措置法の制定		1
	2 取	組の経緯		1
	3 市	行動計画の改定		2
第	2章	新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針		3
	1 新	型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略		3
	2 新	型インフルエンザ等対策の基本的考え方		4
	3 新	型インフルエンザ等対策実施上の留意点		4
	(1)	基本的人権の尊重		4
	(2)	危機管理としての特措法の性格		4
	(3)	関係機関相互の連携協力の確保		5
	(4)	記録の作成及び保存	•••••	5
	4 新	型インフルエンザ等発生時の被害想定		5
	(1)	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	•••••	5
	(2)	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響		6
	5 対	策推進のための役割分担		7
	(1)	国の役割		7
	(2)	県及び市の役割		7
	(3)	医療機関の役割		8
	(4)	指定(地方)公共機関の役割		8
	(5)	登録事業者の役割		8
	(6)	一般事業者の役割		8
	(7)	市民の役割		9
	6 行	動計画の主要 6 項目		S
	(1)	実施体制		Ö
	(2)	情報提供・共有		12
	(3)	まん延防止		13
	(4)	予防接種		14
	(5)	医療		16
	(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保		16
	7	生色階		17

3章	各段階における対策	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	19
未発	生期		19
海外	発生期		23
地域	未発生期		26
地域	発生早期		30
地域	感染期		33
小康	期		37
考	資 料		
1	新型インフルエンザ等対策の概要		39
2	光市新型インフルエンザ等対策本部条例		40
3	用語解説		41
	未海地地地小 考 1 2	2 光市新型インフルエンザ等対策本部条例	未発生期 海外発生期 地域未発生期 地域発生早期 地域感染期 小康期 ** ** ** ** ** ** ** ** **

計画策定・改定履歴

当初計画策定平成22年9月第1期改定平成24年6月第2期改定平成26年6月第3期改定平成27年4月機構改革に伴う改定第4期改定平成30年4月機構改革に伴う改定第5期改定平成31年4月機構改革に伴う改定第6期改定令和5年7月

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行 (パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸 念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等の対策を強化することとなった。

2 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年(2005年)に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定が行われ、平成20年(2008年)の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号。)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年(2009年)2月に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。

山口県では、国の策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて、県としての新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、その後、数次にわたり県の行動計画の見直しが行われた。

このような状況を踏まえ、本市においても、住民に最も近い行政単位としてとるべき 対策を定めておくことにより、市民の健康と生活を守り、安全・安心の確保を図るため、 平成22年10月に光市新型インフルエンザ行動計画を策定した。 平成 21 年(2009 年) 4 月に、新型インフルエンザ (A/H1N1) がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16 (人口 10 万対) と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/HIN1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年(2011年)9月に国の新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、本市においても、国及び県の行動計画の改定に準じ、市の行動計画を改定した。

また、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成 24 年 (2012 年) 4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 市行動計画の改定

国は特措法第 6 条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」 (平成 25 年 (2013 年) 2 月 7 日)を踏まえ、平成 25 年 (2013 年) 6 月 7 日「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成した。県も特措法第 7 条に基づき、同年 11 月に「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を改定した。

本市も特措法第 8 条の規定により、国及び県の行動計画との整合性を確保しつつ、平成 24 年 6 月に改定した市の行動計画を見直し、「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を改定する。市行動計画には、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

国・県の改定に準じ、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ 見直す必要があることから、適切に市行動計画の改定を行うものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、県又は本市への侵入も避けられず、市内で初めて発生することも考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

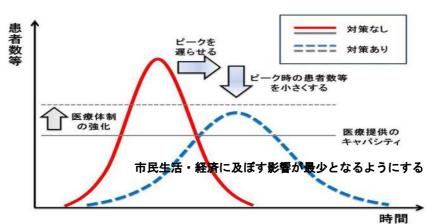
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造 のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- イ 事業継続計画に基づき、医療提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に 寄与する業務の維持に努める。

《対策の効果 概念図》



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく 必要がある。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策 に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本市行動計 画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症 の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示 すものである。

そこで、市においては、国及び県の行動計画において示された基準を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する(具体的な対策については、第3章において、発生段階毎に記載する。)。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、市 行動計画に基づき、県及び近隣の市町と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に係 る対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1)基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、 県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛の要 請、学校、興行場等の使用制限の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、 緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に 制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要 最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があること を前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な 措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや 新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は、必要がある場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成及び保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ 等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国では、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は 2.0%と想定している。

国及び県が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

【本市の新型インフルエンザ流行規模 (推計)】

		本市の新型イ	ンフルエンサ	『流行規模の推	É 計	
全月	、口の25 %が特	罹患すると想象	定した場合の	医療機関を受	診する患者数	の推計
医療機関	日本におり	ける患者数	山口県にお	ける患者数	光市にお	ける患者数
を受診す	(上队	艮値)	(上队	艮値)	(上	限値)
る患者数	約1,300万人~	~約2,500万人	約15万人~	~約30万人	約5,500人	~10,600人
入院患者	病原性が	病原性が	病原性が	病原性が	病原性が	病原性が
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
数上限	約53万人	約200万人	約6,000人	約23,000人	約200人	約900人
死亡者数	病原性が	病原性が	病原性が	病原性が	病原性が	病原性が
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
の上限	約17万人	約64万人	約2,000人	約7,000人	約100人	約300人

- ア 国において、試算された全国の患者数(政府行動計画)を住民基本台帳に基づく 人口(平成24年3月31日現在)により人口割して本市の患者数を試算した。
- イ 新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響 (効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ウ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分と は言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直 しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 市民の 25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

イ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めることとされている。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進される。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を 決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担って おり、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な 判断と対応が求められる。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国や保健所を設置する下関市、市町及び指定(地方)公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の

普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努める。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国及び県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県、近隣市町、指定(地方)公共機関と緊密な連携を図る。

消防機関においては、県の要請により患者等の移送に協力する。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、 新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5)登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に多

数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等について の情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

新型インフルエンザ患者等及びその接触者に対して、その人権に十分に配慮し、偏見や差別を持たないよう努め、その人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

6 市行動計画の主要 6 項目

市行動計画は、国及び県の行動計画に示された基準に基づき、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)情報提供・共有」、「(3)まん延防止」、「(4)予防接種」、「(5)医療」、「(6)市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1)実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、全市的な危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、一丸となって取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生し、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出したときは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市対策本部を設置する。また、この危機管理に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く周知しておく必要がある。さらに、関係部局が連携し、一体となった取組を進める必要があるため、各発生段階に応じた体制を整備する。

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、市は、行動計画の改定等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を

聴き、また、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する ことが求められる。

【新型インフルエンザ等対策調整会議】

新型インフルエンザ等の発生前、必要に応じて新型インフルエンザ等対策調整会議を 開催し、事前準備の進捗を確認し、関係各課等と連携を図りながら、庁内一体となっ た取組を推進する。庁内関係部署においては、県、近隣市町、事業者等との連携を強 化し、発生時に備えた準備を進める。

発生段階:未発生期、小康期

会長 : 副市長 副会長 : 福祉保健部長

総務部

総務部長、総務課長、防災危機管理課長

福祉保健部

福祉保健部次長、健康増進課長、高齢者支援課長

教育委員会

教育部長、教育総務課長、学校教育課長

病院局

管理部長、光総合病院事務部長、大和総合病院事務部長

※必要に応じて、関係部署の参加を要請する。

【新型インフルエンザ等対策本部】

新型インフルエンザ等が発生し、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出したと きは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市対策本部を設置する。

なお、対策本部の設置にあたっては、光市地域防災計画で定める組織体制を準用するものとする。

発生段階:海外発生期~小康期

※政府及び県の対策本部が廃止された時は、市対策本部から調整会議に移行する。

本	部長	: 市县	Ž	副本部長	:	副市長	
		教育	長				水道局長
		政策	企画部	長			総務部長
	本	環境	市民部	長			福祉保健部長
	部	経済	部長				建設部長
	員	都市	政策部	長			教育部長
	只	議会	事務局	長			病院局管理部長
		消防	担当部	長			

【各部署の役割】

部署		主 な 役 割
対策本部	健康増進課	○新型インフルエンザ等発生動向の把握に関するこ
	防災危機管理課	٤ ـ
		- ○市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑
		制対策と予防対策に関すること
		○市内における新型インフルエンザ等に関する適切
		な医療の提供に関すること
		○発生・感染・被害状況の把握
		○元王・怒朱・阪吉仏代の七姓 ○市内発生時における社会機能維持に関すること
		○国、県、関係機関との連絡調整に関すること
		○市民に対する正確な情報提供に関すること
		○その他対策本部の設置目的を達成するために必要
it title to me to		なこと
政策企画部	企画調整課	○広報紙での周知
		○報道機関への連絡・周知
総務部	総務課	○発生時庁舎管理・連絡体制
		○勤務体制・連絡体制(業務継続計画)
		○職員の特定接種に関すること
		○県要請による職員の派遣
環境市民部	環境政策課	○県要請による臨時遺体安置所に関すること
	市民課	○県要請による臨時遺体安置所に関すること
	生活安全課	○生活関連物資等の安定に関すること
	地域づくり推進課	○コミュニティセンター等関係施設の使用制限に関
	- 1 - N - V - 1 EXE BY	すること
福祉保健部	福祉総務課	○社会福祉施設等の感染予防・感染拡大防止、臨時休
田田小屋田	田山小四分八	業等に関すること
		○障害者等の要援護者への生活支援等に関すること
	高齢者支援課	○社会福祉施設等の感染防止・感染拡大防止、臨時休
	同即14 又16 味	○社会価性地放棄の恋集的エ・恋集拡入的エ、臨時が 業等に関すること
		乗寺に関すること ○高齢者の要援護者への生活支援等に関すること
	フルチウ皮細	
	子ども家庭課	○保育園・幼稚園等の感染予防策・感染拡大防止、臨
	64 -4- (36 \M. 3m	時休業等に関すること
	健康増進課	○予防接種の情報収集
		○予防知識の普及・感染予防策・自己備蓄品の周知
		○コールセンターの設置
		○相談窓口(国・県・市)の周知
		○予防接種順位及び接種体制の周知
		○防護服、消毒薬等の在庫管理
		○帰国者・接触者外来の開設協力
		○県要請による行政検査実施機関の開設協力
		○県要請による職員の派遣
		○県要請による在宅療養者等の支援
		○予防接種について医師会との連携協力
		○特定接種・住民接種の実施
経済部	商工振興課	○商店等への情報提供
		○生活関連物資等の価格の安定に関すること
都市政策部	公共交通政策課	○公共交通機関等への情報提供
BE TO SAVISEE		The state of the s

教育委員会	教育総務課	○学校施設等の感染予防・感染拡大防止、臨時休業等
		に関すること
	学校教育課	○学校施設等の感染予防・感染拡大防止、臨時休業等
		に関すること
	文化・社会教育課	○放課後児童クラブの感染予防・感染拡大防止、臨時
		休業等に関すること
病院局	光総合病院	○帰国者・接触者外来の開設協力
	大和総合病院	○新型インフルエンザ等に対応する入院医療の協力
		○県要請による職員の派遣
		○特定接種・住民接種に関すること
光地区消防組合	消防本部	○患者発生時の県要請による患者搬送業務に関する
	中央消防署	こと
		○県要請による職員の派遣
		○感染防止備蓄資機材等の管理
水道局	浄水課	○水の供給に関すること
関係各課	関係各課	○業務継続計画に関すること
		○不要不急の集会等自粛要請
		○防護服、消毒薬等の在庫管理

(2)情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の間でのコミュニケーションが必須である。そのため、コールセンターやインターネット等、双方向性のものを活用する。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが 考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネッ ト等、受取手に応じた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に 情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。特に児童・生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、福祉保健部と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの 役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人 情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出 た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが 考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやす い内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

提供する情報の内容については、特に、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、県の情報、指定(地方)公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

才 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(3) まん延防止

ア まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることが、 体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受 診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内 におさめることにつながる。 個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、 まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に 影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型イ ンフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施す る対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すとともに、県が新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行う場合は、必要に応じて協力する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が、必要に応じ不要不急の外出自粛要請を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策を、より強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、その取組等に適宜協力する。

(4)予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、 入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさまるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にと どめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

【対象となり得る者】

- (ア) 登録事業者のうち一定の業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に 該当するものに限る。)
- (イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (ウ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

【接種順位】

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- (ア) 医療関係者
- (イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- (ウ) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む)
- (エ) それ以外の事業者

【接種体制】

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体となる。 原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

ウ 住民接種

住民に対する臨時の予防接種については、予防接種法第6条の規定により、対象者 及びその期日又は期間を指定して行うものとする。

【対象者の区分】

以下の 4 つの群に分類されるが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏ま えて柔軟に対応する。

- (ア) 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症する ことにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - a 基礎疾患を有する者
 - b 妊婦
- (イ) 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む)
- (ウ) 成人・若年者
- (エ) 高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

【接種順位】

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、また、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び

国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ政府対策本部が決定する。

【接種体制】

住民接種については、市が実施主体となる。原則として集団的接種により実施することとし、光市総合福祉センター、コミュニティセンター、学校等の公的施設を活用、若しくは、医療機関への委託等により、接種会場を確保する。また、市医師会等の協力を得て、医師や看護師等の医療従事者を確保し、接種体制を構築する。

工 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方について、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

オ 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、県に対して要請又は指示を行うよう求める(以下「要請等」という。)。

(5)医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。そのため、市は、周南健康福祉センターが開催する新型インフルエンザ等対策協議会に参加し、発生前から、医療機関、薬局、消防等の地域の関係者と密接に連携を図ることとする。また、発生後は、県が行う医療体制の整備に協力し、在宅で療養する患者への支援や、市医師会との連絡調整等を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行うことが重要である。

また、一般事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県・国等と連携して働きかける。

7 発生段階

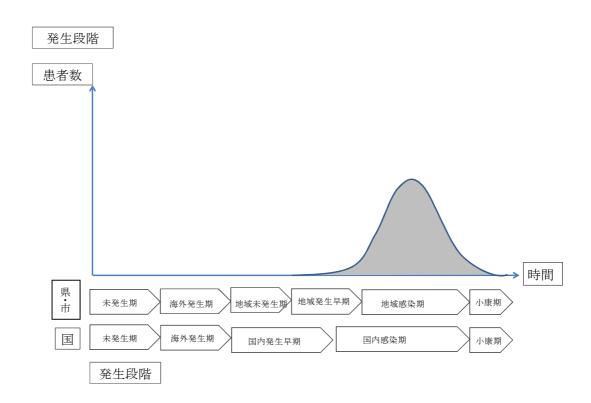
国は、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。

県行動計画では、地域の発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、「国内発生早期」、「国内感染期」において、「地域未発生期」、「地域発生早期」、「地域感染期」を設け、6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。その移行については、必要に応じて国及び県と協議の上で、県対策本部が決定することとなっている。

本市においても、県行動計画の分類に合わせ、発生段階を 6 つに分類することとし、 定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおり に進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容 も変化するということに留意が必要である。

5% /L CT. 17EE	状	態
発生段階 	围	県・市
未発生期	新型インフルエンザ等が発生して	ていない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が	発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で	(地域未発生期)
	新型インフルエンザ等の患者	県内又は市内で新型インフルエン
	が発生しているが、全ての患者	ザ等の患者が発生していない状態
	の接触歴を疫学調査で追える	
	状態	
		(地域発生早期)
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、	県内又は市内で新型インフルエン
	新型インフルエンザの患者の	ザの患者が発生しているが、全て
	接触歴が疫学調査で追えなく	の患者の接触歴を疫学調査で追え
	なった状態	る状態
		(地域感染期)
		県内又は市内で新型インフルエン
		ザの患者の接触歴が疫学調査で追
		えなくなった状態
		※感染拡大~まん延~患者の減少
小康期	新型インフルエンザの患者の発生	生が減少し、低い水準でとどまって
	いる状態	



第3章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国の基本的対処方針や県の対処方針や対策等に 基づき行動するが、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致し ないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで も目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

未発生期

- (1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- (2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的 に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

目的

- (1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 国及び県等との連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- (1)新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県や関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や人材の育成等、事前の準備を推進する。
- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- (3)海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国及び県等と連携を図るなど、継続的な情報収集を行う。

(1) 実施体制

ア 市行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画 又は業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直す。(健康増進課、防災危機管理課、 関係各課)

イ 体制整備と連携の強化

- (ア)取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策調整会議(以下「調整会議」という。)を開催し、新型インフルエンザ等発生時の対応(庁舎管理、職員の勤務体制、連絡体制)等について協議する。(健康増進課、防災危機管理課)
- (イ) 周南健康福祉センター、他の市町と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生 に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認や訓練を実施する。(健康増進課、防

災危機管理課)

(ウ) 周南健康福祉センターが設置した「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参加し、県・医師会、消防本部等の関係機関との連携を強化する。(健康増進課、防災危機管理課、光地区消防組合)

(2)情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- (ア)新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を活用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。 (健康増進課、企画調整課)
- (イ)マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対して も継続的にわかりやすい個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康増進課)

イ コールセンターの設置

市民からの一般的な問い合わせに対応するため、コールセンターを設置する準備を進める。(健康増進課)

ウ 体制整備

新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、県等との連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。(健康増進課、防災危機管理課、企画調整課)

(3) まん延防止

ア 個人における対策の普及

- (ア) 市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、海外発生期以降(帰国者・接触者外来に限定して診療が行われる間)、帰国者・接触者相談センターが設置されるので、自らの発症が疑わしい場合は、同センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な対応について理解促進を図る。(健康増進課、教育総務課、学校教育課、子ども家庭課、関係各課)
- (イ) 県が実施する、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要 請の感染対策についての理解促進に協力する。(健康増進課)

イ 地域対策の周知

- (ア) 県が実施する、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備に協力する。(健康増進課、地域づくり推進課、 関係各課)
- (イ) 新型インフルエンザ等発生時に臨時休業等が考えられる学校・保育所・幼稚園・ 留守家庭児童教室、高齢者・障害者の通所介護等の通所施設等における感染予防対策、

臨時休業等、新型インフルエンザ等発生に備えた対応について検討する。(健康増進課、教育総務課、学校教育課、文化・社会教育課、子ども家庭課、福祉総務課、高齢者支援課)

ウ その他

防疫対策として必要となる資材(防護服、マスク等)を確保する。(健康増進課、光 地区消防組合、関係各課)

(4)予防接種

ア 特定接種

- (ア) 国が実施する登録事業者の登録業務について協力する。(健康増進課)
- (イ)国の要請に基づき、特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、 速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康増進課、総務課、 光総合病院、大和総合病院)

イ 住民接種

- (ア)国及び県の協力を得ながら予防接種法第6条に基づき、市内に居住する者に対し、 速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(健康増進課)
- (イ) 円滑な接種の実施のために、国及び県の支援を受けてあらかじめ市町村間で広域 的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にする よう努める。(健康増進課)
- (ウ) 速やかに接種することができるよう、国及び県の支援を受けて、医師会、事業者、 学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の 時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。 (健康増進課、光総合病院、大和総合病院)

ウ 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制・接種対象者や接種順位のあり方といった基本的なことについて情報提供を行い、市民の理解促進を図る。(健康増進課、企画調整課)

(5)医療

ア 医療体制の整備

周南健康福祉センターが開催する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参加し、 地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制整備の推進に協力する。(健康増進課)

イ 搬送体制の整備

- (ア) 県の要請により、患者発生時の搬送体制の整備と事前準備を行う。(光地区消防組合、健康増進課、防災危機管理課)
- (イ) 県の要請により、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者の

ための個人防護具を備蓄する。(光地区消防組合)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問 看護、訪問診療、食事の提供等)、県からの要請による搬送及び死亡時の対応等につい て、要援護者の把握とともにその具体的手続きの検討など、事前の準備をする。(福祉 総務課、高齢者支援課)

イ 火葬能力等の把握

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(環境政策課、市民課)

ウ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、 又は施設及び設備を整備する。(健康増進課、防災危機管理課)

海外発生期

- (1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- (2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- (3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

目的

- (1)新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内及び市内発生の遅延と早期発見に努める。
- (2) 県内又は市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- (1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- (2)対策の判断に役立てるため、国及び県等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- (3)海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内及び市内発生に備え、県内及び市内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。
- (4) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、 県内又は市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1)実施体制

ア 体制の強化

- (ア) 国及び県において新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときは、市調整会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県内及び市内発生に備え、国の基本的対処方針及び県の対処方針を確認し、市対策本部設置に向けて準備を行う。(健康増進課、防災危機管理課)
- (イ)海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、国及び県と連携して、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(健康増進課、防災危機管理課)
- (ウ) 周南健康福祉センターが開催する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参加する。(健康増進課、防災危機管理課、光地区消防組合)

イ 計画の確認・見直し

新型インフルエンザ等の病原性や感染力等を踏まえ、必要に応じ、市の業務継続計画 の見直しを行う。(関係各課)

(2)情報提供・共有

ア 情報提供

県等と連携し、市民に対して各国の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。 また、市ホームページの内容等について随時更新する。(健康増進課、企画調整課)

イ 情報共有

国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行うとともに問い合わせ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。(健康増進課)

ウ コールセンターの設置

市民からの問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供に努める。(健康増進課)

エ その他

県と協力し、在住外国人に対し、わかりやすい日本語を含む多言語で情報提供する。 (健康増進課)

(3)まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策の準備

- (ア) 未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。(健康増進課)
- (イ) 新型インフルエンザ等発生時に臨時休業等が考えられる学校・保育所・幼稚園・留守家庭児童教室、高齢者・障害者の通所介護等の通所施設等における感染予防対策、臨時休業等、新型インフルエンザ等発生に備えた連絡体制の確認及び準備を行う。(健康増進課、教育総務課、学校教育課、文化・社会教育課、子ども家庭課、福祉総務課、高齢者支援課)

イ 感染症危険情報の発出

国及び県から発出される感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。(健康 増進課、企画調整課)

(4)予防接種

ア 特定接種

- (ア) 国が、登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に特定接種を行うときは、 労務又は施設の確保その他の必要な協力を行う。(健康増進課)
- (イ) 国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の内、あらかじめ接種対象者と決定した者 に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。 (健康増進課、光総合病院、大和総合病院)

イ 住民接種

- (ア) 予防接種法第6条に基づく臨時の接種の準備を開始する。(健康増進課、光総合 病院、大和総合病院)
- (イ) 国から要請があったときは、県や関係機関と連携し、市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(健康増進課)

ウ 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などの具体的な 情報について積極的に情報提供を行う。(健康増進課、企画調整課)

エ モニタリング

国からの要請により、特定接種の接種実施モニタリングに協力する。(健康増進課)

(5)医療

ア 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康増進課、企画調整課)

イ 医療体制の整備への協力

市は、県が行う医療体制の整備等の取組に対し適宜協力し、関係機関及び医療従事者に対し、迅速な情報提供を行う。(健康増進課)

ウ 搬送体制の整備

未発生期に引き続き県の要請により、患者発生時の搬送体制の整備と事前準備を行う。(光地区消防組合、健康増進課、防災危機管理課)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 遺体の火葬・安置

県からの要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、 一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(環境政策課、市民 課)

イ 物資及び資材の備蓄等

未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物 資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。(健康増進課、防災危機管理課、 関係各課)

地域未発生期

県内又は市内で新型インフルエンザ等は、発生してないが、いずれかの都道府県で新型 インフルエンザ等が発生した状態

目的

県内又は市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- (1) 県内又は市内での発生した場合に備え注意喚起するとともに、対策について的確な情報提供を行い、感染対策を徹底する。
- (2) 国が国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言を行ったときは、積極的な感染対策等をとる。
- (3)情報収集体制を強化する。
- (4) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な 理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の決定

- (ア)政府対策本部から、国内発生早期に入ったことの宣言がされたときは、速やかに、「新型インフルエンザ等調整会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、市内発生に備え、国の基本的対処方針及び県が決定する対処方針を踏まえ、行動計画に基づき、対策を確認する。(健康増進課、防災危機管理課)
- (イ)新型インフルエンザ等対策本部が速やかに設置できるよう準備をする。(健康増進課、防災危機管理課)
- (ウ) 市の業務継続計画の実施(発生時の庁舎管理、職員の勤務体制、連絡体制等)について確認及び準備を行う。(関係各課)
- (エ) 周南健康福祉センターが開催する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参加する。(健康増進課、防災危機管理課、光地区消防組合)

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

国の緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針及び県が決定する対処方針を踏まえて、行動計画に基づき対策を実施する。

(2)情報提供・共有

ア 情報提供

- (ア) 市民に対して国内外の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、市ホームページの内容等について随時更新する。(健康増進課、企画調整課)
- (イ) 個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、

また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校、保育施設、職場等での感染対策に関する情報を適切に提供する。(健康増進課、防災危機管理課、 企画調整課)

イ 情報共有

国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。 (健康増進課)

ウ コールセンターの充実・強化

国から配布されたQ&Aのほか、コールセンターに寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターの充実・強化を図る。(健康増進課)

(3)まん延防止

ア 市民・事業所等へのはたらきかけ

市民、事業所等に対して県が要請する次の事項について、適宜協力する。

- (ア) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、 人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、 事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要 請する。(関係各課)
- (イ) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係各課)
- (ウ) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における 感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学 級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康増進課、 教育総務課、学校教育課、文化・社会教育課、子ども家庭課)
- (エ)公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染 対策を講ずるよう要請する。(関係各課)
- (オ)病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する 施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康増進課、福祉総務課、高齢 者支援課)

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県が以下の要請を行う場合には、市は、関係団体と連携して迅速に周知徹底を図る。(関係各課)

- (ア) 特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合
- (イ) 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請 を行う場合
- (ウ) 県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合

(4)予防接種

ア 住民接種(予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種)

- (ア)接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフル エンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。(健 康増進課)
- (イ) 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条に基づく 臨時の接種は、個人の意思に基づく接種であり、市としては、ワクチン接種のため の機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。(健康 増進課)
- (ウ) 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。(健康増進課)
- (エ) 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始するとともに、市民からの相談に応じる。(健康増進課、企画調整課)
- (オ)接種の実施に当たり、市総合福祉センター、コミュニティセンター、学校など公的な施設を活用、若しくは、医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に、速やかに集団的接種を行う。(健康増進課、光総合病院、大和総合病院)
- (カ) あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配付する。 (健康増進課)

(5) 医療

ア 医療体制の整備

- (ア) 県の要請に応じ、帰国者・接触者外来を準備又は設置をする。(光総合病院、大和総合病院、健康増進課)
- (イ) 光市医師会等の関係機関に院内感染対策と診療体制の継続を要請する。(健康増進課)

イ 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。(健康増進課、企画調整課)

ウ 搬送体制確保への協力

県の要請により、患者発生時の搬送体制の整備と連携体制の徹底を図る。(光地区消防組合、健康増進課、防災危機管理課)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

地域感染期における要援護者への生活支援、搬送などの対応等について、具体的対応

の検討及び準備を行う。(福祉総務課、高齢者支援課)

イ 市民・事業者への呼びかけ

- (ア) 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(生活安全課、商工振興課)
- (イ) 市民に対し、食料品、生活必需品、マスク等の自己備蓄について、消費者として 適切な行動を呼びかける。(健康増進課、企画調整課)

ウ 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力が限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体が安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(環境政策課、市民課)

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- (ア)水を安定的かつ適切に供給するため、自らの行動計画又は業務計画で定める ところにより、消毒その他衛生上の措置等を講ずる。(水道局)
- (イ)市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(生活安全課、商工振興課)

地域発生早期

県内又は市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴 を疫学調査で追うことができる状態

目的

- (1) 県内又は市内での感染拡大をできる限り抑える。
- (2) 患者に適切な医療を提供する。
- (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、 感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が行う緊急 事態宣言により、積極的な感染対策等をとる。
- (2) 医療体制や積極的な感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- (3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- (4)地域感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- (5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1)実施体制

ア 体制の確認

- (ア) 県内又は市内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じて 市調整会議を開催し、情報の収集・共有・分析を行う。(健康増進課、防災危機管理 課)
- (イ)国が決定した基本的対処方針及び県の対処方針を踏まえ、必要に応じて、市調整会議において、地域発生早期の対策を確認する。(健康増進課、防災危機管理課)
- (ウ) 周南健康福祉センターが開催する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参加する。(健康増進課、防災危機管理課、光地区消防組合)

イ 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに、光市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国の基本的対処方針及び県の対処方針を踏まえ、市行動計画に基づき必要な対策を実施する。(新型インフルエンザ等対策本部)

(2)情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 市民に対して、国内外の発生状況及び行政の対応状況等について情報提供し、注

意喚起を行う。また、市ホームページの内容等について随時更新する。(健康増進課、 企画調整課)

(イ) 個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校、保育施設、職場等での感染対策に関する情報を適切に提供する。(健康増進課、防災危機管理課、企画調整課)

イ 情報共有

国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。 (健康増進課)

ウ コールセンターの継続

コールセンターに寄せられる問い合わせや、国、関係機関からの情報を踏まえ、コールセンターの充実・強化を図る。(健康増進課)

(3)まん延防止

ア 市民、事業所等へのはたらきかけ

地域未発生期の項を参照

イ 患者への対応

県が実施する患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの取組に適宜協力する。(健康増進課)

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

地域未発生期の項を参照

(4)予防接種

地域未発生期の項を参照

(5)医療

ア 帰国者・接触者相談センターの周知

地域未発生期の項を参照

イ 医療体制の整備

- (ア) 県からの要請に応じ、帰国者・接触者外来を継続する。(光総合病院、大和総合病院、健康増進課)
- (イ)帰国者・接触者外来を有しない医療機関は、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を継続する。(健康増進課)
- (ウ) 県からの要請に応じ、患者等が増加してきた段階において帰国者・接触者外来の

意義が低下したと判断し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する取組等に、適宜協力する。(健康増進課)

ウ 搬送体制確保への協力

引き続き県の要請により、患者発生時の搬送体制の整備と連携体制の徹底を図る。 (光地区消防組合、健康増進課、防災危機管理課)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

地域感染期における要援護者への生活支援、搬送などの対応等について、必要に応じて支援を行う。(福祉総務課、高齢者支援課)

イ 事業者の対応等

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始 するよう県が要請することに対して、適宜協力する。(関係各課)

ウ 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を 呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しない よう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(生活安全課、商工振興課)

エ 遺体の火葬・安置

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう 努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を 活用した遺体の保存を適切に行う。(環境政策課、市民課)

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

地域未発生期の項を参照

地域感染期

県内又は市内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

目的

- (1) 医療体制を維持する。
- (2) 健康被害を最小限に抑える。
- (3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から 被害軽減に切り替える。
- (2)状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- (3)流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- (4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健 康被害を最小限にとどめる。
- (5)欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- (6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの市民に接種する。
- (7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1)実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- (ア) 県が、県全体として地域感染期に入ったこと等を宣言した場合は、国及び県の対処方針を踏まえ、市は、情報を積極的に収集し、市行動計画に基づき、対策を決定する。(健康増進課)
- (イ) 庁舎管理、職員の勤務状況の把握を行い、市役所の業務継続計画の実施決定を行う。(総務課)
- (ウ)新型インフルエンザ等の発生・感染拡大状況・被害状況に関する情報収集をする。 (健康増進課、防災危機管理課)
- (エ) 周南健康福祉センターが開催する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参加する。(健康増進課、防災危機管理課、光地区消防組合)
- (オ) 県の要請があった場合は、市の状況を考慮しながら、職員の派遣を行う。(健康増

進課、総務課、病院局、光地区消防組合)

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- (ア) 速やかに市対策本部を設置する。(健康増進課、防災危機管理課)
- (イ) 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態宣言に伴う措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(市対策本部)

(2)情報提供・共有

ア 情報提供

- (ア) 市民に対して国内外の発生状況及び、行政の対応状況等について情報提供し、注意喚起を行う。また、市ホームページの内容等について随時更新する。(健康増進課、企画調整課)
- (イ)個人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康増進課、防災危機管理課、企画調整課)

イ 情報共有

国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。 (健康増進課)

ウ コールセンターの継続

- (ア) コールセンター等に寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターの充実・強化を図る。(健康増進課)
- (イ) 国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。(健康増進課)

(3)まん延防止

地域発生早期の項を参照

(4)予防接種

地域未発生期の項を参照

(5)医療

ア 医療体制の整備

(ア)帰国者・接触者外来が中止された場合は、県の要請に応じ、入院や外来診療など 適切な医療の提供をする。(光総合病院、大和総合病院)

- (イ) 県の要請があった場合は、行政検査医療機関の開設に協力する。(健康増進課)
- (ウ)必要な患者が適切な医療が受けられるよう、県及び光市医師会等関係機関と連携 を図る。(健康増進課、光総合病院、大和総合病院)

イ 患者への周知

帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターが中止された場合には、原則として一般の医療機関において受診できることを周知する。(健康増進課、企画調整課)

ウ 在宅で療養する患者への支援

関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(福祉総務課、高齢者支援課、健康増進課、光地区消防組合)

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

区域内の医療機関が不足した場合、県により臨時の医療施設を設置し、医療を提供するが、市は、県の要請に応じ適宜協力する。(健康増進課)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

地域発生早期の項を参照

緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 水の安定供給

水を安定的かつ適切に供給するため、自らの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等を講ずる。(水道局)

イ 生活関連物資等の価格の安定等

- (ア) 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(生活安全課、商工振興課)
- (イ) 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国や県と連携して、食料品・生活必需品等の確保、配分、配布等適切な措置を講ずる。(生活安全課、商工振興課)
- (ウ) 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(健康増進課、企画調整課、関係各課)

ウ 要援護者への生活支援

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事

の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(福祉総務課、高齢者支援課)

エ 遺体の火葬・安置

- (ア) 国、県から要請があったときは、可能な限り火葬炉を稼働させるよう火葬場に 要請する。(環境政策課、市民課)
- (イ) 死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、県の協力を得て、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(環境政策課、市民課)
- (ウ) 県が行う遺体の埋葬及び火葬に関連する情報収集や遺体の搬送の手配等に対して、適宜協力する。(環境政策課、市民課)

小康期

- (1) 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- (2) 大流行は一旦終息している状況

目的

市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、 医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を 図る。
- (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報 提供する。
- (3)情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1)実施体制

ア 実施体制

- (ア) 国において緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。 (健康増進課、防災危機管理課)
- (イ) 光市新型インフルエンザ等調整会議を開催し、国の基本的対処方針及び県の対処 方針を確認し、第二波の流行に備える。(健康増進課、防災危機管理課)

イ 対策の評価・見直し

各段階における対策に関する評価・検証を行い、国及び県の行動計画等の見直し等を 踏まえ、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。(健康増進課)

(2)情報提供・共有

ア 情報提供

- (ア)引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息 と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(企画調整課、健康増 進課)
- (イ) 市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせや情報等をとりまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(健康増進課)

イ 情報共有

国及び県等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の 体制を維持し、国及び県の方針に基づき第二波に備えた体制の再整備を行う。(健康増 進課)

ウ コールセンターの縮小

国の方針に従い、状況を見ながらコールセンターを縮小する。(健康増進課)

(3) まん延防止

市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康増進課、教育総務課、学校教育課、子ども家庭課、関係各課)

(4)予防接種

ア 住民接種(予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種)

流行の第二波に備え、予防接種法第6条に基づく臨時の接種を進める。(健康増進課)

(5)医療

ア 緊急医療体制の縮小

県の方針に従い、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(光総合病院、大和総合病院)

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、地域感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、 患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(福祉総務課、高齢者支援課)

イ 市民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 (生活安全課、商工振興課)

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

国内、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、国及 び県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(関係各課)

**************************************		CHALLE AND IN MAIL	Control of the Contro	China is an act in	Constitution and the	-
	米米生物	●外発 生	国際木地田	国際地工中組	高いたというとは、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	
		海外で新型インフルエンサが発圧した機能	県内Xは市内で新田インノルエンザの患者が発生していない状態	素心とは中心に対阻インノルエンサが発生した状態		_
£	$\widehat{-}$	1) 市内発生の遅延と早期発見	1)市内発生に備えた体制整備	1) 市内での感染拡大を可能な限り抑制	1) 医療体制の維持	1) 市民生活及び市民経済の回復・流行の第二海に備える。
/	2) 発生の早期確認	2) 市内発生に備えた体制整備		2) 患者に適切な医療の提供		
主な対策				3) 感染拡大に備えた体制整備	3)市民生活及び市民経済への影響を最小限 に抑制	※照告申請保存首は
	大市新型インフルエンザ等対策調整会議	*###	「際宣言%出時 光市新型イン	光市新型インフルエンザ等対策本部		市対策本部の廃止し、市調整会議の開催
実施体制	〇行動計画、業務機続計画の鑑問	〇市対策本部設置の準備 ————————	•			〇行動計画の見直し
		「年」日子、第二十四十八年十八十二十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	〇幅報を集約・共有・分析つ、市内発生に確		中央公司 计分配 计分配 计	では、一般の
	〇本問題南の連続の選び	〇兼故籍終門国の知画の	えた対策の確認	`	C電信号の高級と乗り合う。 と 第0.3米角	
	○新型インフルエンザ等に関する継続的な情報提供	〇発生状況に関する情報提供	↑	〇発生状況・対応状況に関する情報提供	1	〇第一波収束・第二波の発生に関する情報提供
作品はは出			〇正しい知識・感染予防対策・受診方法等の		1	○情報提供方法についての評価・見
芸芸な		○国・県との情報共有	INTERNATIONAL PROPERTY.		1	□○○第二波も備えた体制の再橋際
	〇コープセンダーの強調	〇コールセンターの設置	〇コールセンターの充実・強化			〇ロールセンターの語い
	の個人・地域での懸染対策の専門	^	〇市民や施設等への感染的止対策の観	〇市民や施設等への感染防止対策の補数	<u> </u>	〇個人・地域での感染対策の周知
	○学校・高齢者等の適所能設等の感染予防対 策の検討 ○防護服・マスク・消毒薬等の確保	〇学校,最前者等の通可施設等の題時体業等 の連絡体制の確認・準備 〇原染症危険情報の発出	<u> </u>	〇学校,高齢者等の適所ങ設等の臨時体業. 應染対策の適切な実施	1	
まん延防止						
			★予慶子命の外田田職	原金体部は『春出春 東京 大部本の原本は 大部本の原本は 第の後の 本語のの 作用意図 本部本の原本は 第の ((2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
	〇特定接種の対象職員の決定・接種体制の構	〇特定接種の開始				
	〇特定接種登録事業者の登録業務への協					
954440	〇住民接種体制の構築	〇住民接種の準備	〇住民接種の開始 (新臨時接種)			
小四场性	〇予防接種に関する市民への周知					
		〇国要請による特定接種実施モニタリングへ の協力		緊急争等直割3日 ★臨時の予防接種の実施		
	〇県・関係団体との医療提供体制整備の推	〇帰国者・接触者相談センターの周別	1	〇帰国者・接触者相談センターの中止と受診	1	〇通常の医療体制への裕丁
	進に筋刀	○県の行う医療体制の整備に協力	〇帰国者・接触者外来の設置	◇日からいの場別		
			O 医部分离子物 上,参曹本世 6 魏位			
医療	(中国的 W + 由10 m9 th : 346th	1	**************************************	,	四十分 《用日》十册 田》写本)	
	(C)形色版达A A Bill	`	○恐由衛达体制の設備・確認体型の適数 ・		○ 日本の(乗載号 今時台への)文法 教徒・特徴にはままる ・ 報路・ 報路・ 報路・ 日本	海山地山村地域中域 中山中小川地区 医生物性 医生物性 医生物性 医生物性 医生物性 医生物性 医生物性 医生物性
	〇要援護者への見守り活動の実施・生 活 援の検討・事前準備		〇要援護者への生活支援の準備	○要援護者への生活支援の網始		1
	〇火葬・埋葬体制の整備	〇県要請による臨時遺体安置所準備	〇職場での感染対策の実施要請への協力ー			
	○医薬品等物資及び資材の備蓄・建構		〇消費者として適切な行動の呼びかけ			1
5民生活及び			〇県と連携し臨時遺体安置所の確保補	〇円滑な火葬の実施		
市民経済の安定確果				〇臨時遺体安置所の設置		
			の大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	展告書館電影出事 本人の知识報 本人の知识報 本人の知识報	緊急等態質需治出等 ★水の安定供給 ★生活関準物資の価格の安定 ★要援隨者への生活支援等 +連休のよぼ・中華	素優等實質的服果 ★聚急事態措置の縮小·中止
					X 国 4 0.7 人学・文 国	

参考資料 2 光市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 29 日 条例第 24 号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。 以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、光市新型 インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 光市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、光市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括する。
- 2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の 事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に 応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、山口県の職員その他市職 員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができ る。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。 附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

参考資料 3 用語解説

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される(いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)。

〇 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

O 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症 状等を有する者に係る診療を行う外来

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

〇 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

〇 業務計画

指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画 に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関して作成する計画

〇 業務継続計画(BCP)

特定接種の登録事業者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第4条第3項により「業務を継続的に実施するよう努めなければならない」という責務を負うことから、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、継続し得る計画を作成する。

〇 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに、政府対策本部により公示される。

〇 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの

症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイル薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

O コールセンター

新型インフルエンザ等発生時に、県民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、県や市町に設置するもの。

〇 個人防護具 (Personal Protective Equipment: PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

〇 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、国が政令で定めるもの。

〇 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定地方公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聞いて都道府県知事が指定するもの。

〇 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡 した者の数

〇 住民接種

特措法第46条に基づき、市町村を実施主体として住民に対して実施される予防接種

〇 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなった ウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免 疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命 及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、 ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人 へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ(A/H1N1) /インフルエンザ(H1N1) 2009

平成21年(2009年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、平成23年(2011年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

○ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

新たなコロナウイルス感染症としてWHOによりCOVID-19と名付けられ、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるものとして、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)」において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下感染症法)」上の「指定感染症」に指定(令和2年2月1日施行)された感染症。また、令和2年3月13日には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)」対象疾患とされた。

その後、令和3年2月13日施行の感染症法の改正により、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」(2類相当)に変更された。

さらに、令和5年5月8日施行の感染症法関係法令の改正により、「新型コロナウイルス 感染症」は5類に変更となった。

〇 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

診療継続計画

地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じ、継続して医療を提供するために医療機関において作成する計画

〇 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合

〇 特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する ため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨 時に行われる予防接種

〇 トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うため に、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

〇 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイル

スが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

〇 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露する リスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患 した者の割合

〇 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

〇 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

〇 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度 として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気 を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合 した表現

〇 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン (現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)